5　メカニズムは、国際機関及び地域機関の支援を受けて、ＩＣＴＹ及びＩＣＴＲによって国内裁判所に付託された事件及びこの条に従って付託された事件を監視する。

6　事件を付託する命令がＩＣＴＹ、ＩＣＴＲ又はメカニズムによって発出された後で、被告人が国内裁判所によって有罪又は無罪の判決を受ける前に、当該事件の付託のための条件がもはや満たされていないことが明らかであり、司法の利益のためになる場合は、第一審裁判部は、検察官の要請に基づき、又は自己の発意により、かつ関係国の当局に陳述する機会を与えた上で、当該命令を取り消し、延期を正式に要請することができる。

第七条　一事不再理

1　いかなる者も、その者がＩＣＴＹ、ＩＣＴＲ又はメカニズムによって既に裁判された、この規程に基づく国際人道法に対する重大な違反を構成する行為について、国内裁判所で裁判されることはない。

2　この規程の第一条が対象とする者で、国際人道法に対する重大な違反を構成する行為について国内裁判所で裁判された者は、その後、次の場合に限り、メカニズムによって裁判されることがある。

(a)　その者が裁判される原因となった行為が通常の犯罪とされた場合

(b)　国内裁判所の手続が、公平な又は独立のものではなかった場合、国際刑事責任から被告人を保護することを意図したものであった場合又は訴追が誠実に行われなかった場合

3　メカニズムは、この規程の下で有罪の判決を受けた者に科する刑罰を検討するに当たり、その者に対し同一の行為について国内裁判所が科した刑罰が既にどの程度執行されているかを考慮する。

第八条　裁判官名簿

1　メカニズムは、二十五人の独立した裁判官（以下「メカニズムの裁判官」という。）の名簿を持つが、そのうち二人を超える者が、同一の国の国民であってはならない。

2　名簿の構成員の地位との関連でいずれかの者が二以上の国の国民であると認められる者は、市民的及び政治的権利を通常行使する国の国民とみなされる。

3　メカニズムの裁判官は、必要に応じ、所長から同人の所在を必要とする任務を遂行することを要請された場合にのみ、メカニズムの支部の所在地に所在する。任務は、可能な限り、また所長が決定するとおり、メカニズムの支部の所在地から離れ、遠隔地で遂行することができる。

4　メカニズムの裁判官は、名簿に載ることで報酬又はその他の利益を受けない。裁判官がメカニズムのために任務を遂行する各日の勤務条件は、国際司法裁判所の特任裁判官の勤務条件を適用する。メカニズムの所長の勤務条件は、国際司法裁判所の裁判官の勤務条件を適用する。

第九条　裁判官の資格

1　裁判官は、徳望が高く、公平であり、誠実であり、かつ、各自の国で最高の司法官に任ぜられるのに必要な資格を有する者とする。ＩＣＴＹ又はＩＣＴＲの裁判官としての経験に特別な考慮が払われる。

2　第一審裁判部及び上訴裁判部の構成については、裁判官が有する刑事法、国際法（国際人道法を含む。）及び人権法に関する経験に十分な考慮が払われる。

第十条　裁判官の選挙

1　メカニズムの裁判官は、次の方法に従い、安全保障理事会が提出する名簿の中から総会によって選出される。

(a)　事務総長は、国際連合加盟国及び国際連合本部に常駐のオブザーバー使節団を置いている非加盟国に対し、なるべくＩＣＴＹ又はＩＣＴＲの裁判官としての経験を持つ者の中から、裁判官を指名するよう招請する。

(b)　各国は、事務総長の招請の日から六十日以内に、この規程の第九条1に規定する資格を満たす候補者を二人まで指名することができる。

(c)　事務総長は、受領した指名された者の氏名を安全保障理事会に送付する。同理事会は、第九条1に規定する資格に妥当な考慮を払うとともに、世界の主要な法体系が十分に代表されるよう妥当な考慮を払い、これらの者の中から、三十人以上の候補者の名簿を作成する。

(d)　安全保障理事会議長は、候補者の名簿を総会議長に送付する。総会は、当該名簿の中から、二十五人のメカニズムの裁判官を選出する。国際連合加盟国及び国際連合本部に常駐のオブザーバー使節団を置いている非加盟国の投票の絶対多数を得た候補者は、選出された旨を宣言される。同一の国籍を有する二人以上の候補者が必要な多数の票を得た場合には、最も多数の票を得た二人の候補者が選出されたものとする。

2　事務総長は、名簿に空席が生じた場合には、安全保障理事会議長及び総会議長との協議の後、空席となった裁判官の任期の残余の期間につき、この規程の第九条1に規定する資格を有する者を任命する。

3　メカニズムの裁判官は、四年の任期で選出され、安全保障理事会議長及び総会議長との協議の後、事務総長によって再任される資格を有する。

4　事務総長は、名簿に裁判官が一人も残っていない場合、又は名簿に載っている裁判官を一人も任命することができない場合で、かつ、現在メカニズムで職務を遂行している裁判官を配属することができない場合に、あらゆる実際的な代替措置を検討した上で、メカニズムの所長の要請に基づいて、安全保障理事会議長及び総会議長との協議の後、この規程の第九条の1に規定する資格を有する者を、メカニズムの裁判官として職務を遂行するよう任命することができる。

第十一条　所長

1　事務総長は、安全保障理事会議長及びメカニズムの裁判官との協議の後、メカニズムの裁判官の中から常勤の所長を任命する。

2　所長は、その任務を遂行するために、必要に応じてメカニズムの支部のいずれかの所在地に所在する。

第十二条　裁判官の配属及び裁判部の構成

1　この規程の第一条2及び3に基づく事件の公判の場合、又は当該事件を国家管轄権に付託することを検討する場合には、所長は、名簿から第一審裁判部を構成する三人の裁判官を任命し、その三人の中から当該第一審裁判部の作業を監督する裁判長を任命する。上記に規定する状況以外の状況（この規程の第一条4に基づく公判を含む。）においては、所長は、名簿から当該問題を取り扱う単独の裁判官を任命する。

2　所長は、速やかに単独の裁判官として職務を遂行することができる者であって、第一審裁判部に割り当てられない起訴状、令状、その他の問題を送付し、その決定を仰ぐことができる者として、メカニズムの各支部に、名簿から一人の当番裁判官を指定することができる。

3　メカニズムの所長は、上訴裁判部の構成員であり、その他の構成員を任命し、上訴裁判部の手続を主宰する。単独の裁判官による決定に対する上訴の場合には、上訴裁判部は五人の裁判官で構成する。

4　単独の裁判官又は第一審裁判部によって言い渡された判決についてこの規程の第二十四条に従って再審理の請求が出された場合には、所長は、再審理についての第一審裁判部を構成する三人の裁判官を任命する。上訴裁判部によって言い渡された判決について再審理の請求が出された場合には、再審理についての上訴裁判部は五人の裁判官で構成する。

5　所長は、メカニズムの裁判官の中から、公判の各段階に出席し、かつ、裁判官が法廷に出廷し続けることができない場合に当該裁判官と交代する、予備の裁判官を任命することができる。

第十三条　手続及び証拠に関する規則

1　メカニズムの裁判官は、第一審開始前の手続、第一審及び上訴審の進行、証拠の認容並びに被害者及び証人の保護その他の適当な事項について、手続及び証拠に関する規則を採択する。

2　手続及び証拠に関する規則の改正は、書面による手続によりメカニズムの裁判官によって遠隔地で決定することができる。

3　手続及び証拠に関する規則及びその改正は、安全保障理事会が別段の決定を行うときを除くほか、メカニズムの裁判官によって採択されたときに、効力を生じる。

4　手続及び証拠に関する規則及びその改正は、この規程に適合するものでなければならない。

第十四条　検察官

1　検察官は、この規程の第一条が対象とする者の捜査及び訴追について責任を有する。

2　検察官は、メカニズムの別個の組織として独立して行動する。検察官は、いかなる政府又は他のいかなる者からも指示を求めてはならず、また、その指示を受けてはならない。

3　検察局は、一人の検察官及び検察官が指定したメカニズムの各支部の所在地の一人の担当官、並びにこの条の5に従って必要とされる資格を有するその他の職員で構成される。検察官は、その任務を遂行するために、必要に応じてメカニズムの支部のいずれかの所在地に所在する。